

「著作権法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令（案）」の概要について

1. 趣旨

本政令案は、著作権法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 52 号）による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「新法」という。）において新たに政令委任された事項を中心として各種規定の整備等を行うものであり、本省令案は、本政令案による改正後の著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号。以下「新令」という。）において新たに省令委任された事項を中心として各種規定の整備等を行うものである。なお、以下では、本省令案による改正後の著作権法施行規則（昭和 45 年文部省令第 26 号）を「新規則」という。

2. 概要

（１）全部の複製・公衆送信を行うことができる著作物（新法第 31 条第 1 項、第 2 項関係）

- 新法第 31 条第 1 項第 1 号に基づく図書館等による図書館資料の複製物の作成及び提供並びに同条第 2 項に基づく特定図書館等による図書館資料の公衆送信については、「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物その他の著作物の全部の複製物の提供（又は公衆送信）が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」について「全部」の利用ができる旨、規定している。
- 新法第 31 条第 1 項第 1 号の「政令で定めるもの」として、次に掲げる要件を満たすものを規定する。
 - ① 国等の周知目的資料
 - ② 図書館資料を用いた著作物の複製に当たって、その対象とする著作物に付随して複製される美術、図形及び写真の著作物（表示の精度その他の要素に照らし軽微な構成部分となるものに限る）
 - ③ 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- 新法第 31 条第 2 項の「政令で定めるもの」として、次に掲げる要件を満たすものを規定する。
 - ① 国等の周知目的資料
 - ② 図書館資料を用いた著作物の複製又は公衆送信に当たって、その対象とする著作物に付随して複製又は公衆送信される美術、図形及び写真の著作物（表示の精度その他の要素に照らし軽微な構成部分となるものに限る）
 - ③ 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

(2) 図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体等（新法第 104 条の 10 の 2～8 関係）

- 新法第 104 条の 10 の 6 では、図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体は、「政令で定めるところにより算出した額」を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業や著作物の創作の振興及び普及に資する事業（以下「共通目的事業」という。）のために支出しなければならない旨、規定するとともに、新法第 104 条の 10 の 8 では、法律に規定するもののほか、「指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項」は、政令で定める旨、規定している。
- 新令においては、図書館等公衆送信補償金に係る指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な事項等として、次の事項等を規定する。

①業務規程

補償金関係業務の執行に関する規程に記載すべき事項は、共通目的事業のための支出に関する事項を含むほか、文部科学省令で定めることとする。

②共通目的事業のために支出すべき額の算出方法

共通目的事業のために支出すべき額は、一の事業年度の前々事業年度に指定管理団体へ支払われた補償金のうち、前事業年度に権利者へ支払った補償金を除いた額に、図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて得た額とする。

③共通目的事業に関する意見聴取

指定管理団体は、共通目的事業の内容を決定するときは、それが権利者全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

④業務の休廃止

指定管理団体は、補償金関係業務を休止又は廃止するときは、あらかじめ、その理由等を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならないこととする。

⑤指定の取消し

文化庁長官は、指定管理団体が、新法第 104 条の 10 の 3 各号に掲げる要件を備えなくなった等に該当するときは、指定を取り消すことができることとする。

⑥準用

新令第 46 条（指定の告示）、第 48 条（会計の区分経理）及び第 49 条（事業計画等の提出等）の規定を指定管理団体に準用することとする。

- 新規則においては、図書館等公衆送信補償金に係る指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な事項として、次の事項等を規定する。

①図書館等公衆送信補償金の額の認可の申請

指定管理団体が文化庁長官に対して図書館等公衆送信補償金の額の認可の申請をするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる書類を添付して提出すべきことを

規定する。

- i) 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ii) 設定又は変更の認可を受けようとする図書館等公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項
- iii) 図書館等を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び構成員の氏名又は名称、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の図書館等公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）

②補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等

「補償金関係業務の執行に関する規程に記載すべき事項」として、手数料に関する事項と認可を受けた図書館等公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項を規定するとともに、当該規程に記載する補償金の分配に関する事項については、当該分配の方法の詳細及びその決定の基礎となるべき事項を含むものと規定し、指定管理団体が文化庁長官に対して当該規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類を添付すべきこと等を規定する。

- i) 手数料の算定の基礎となるべき事項
- ii) 補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項
- iii) 共通目的事業の検討の状況、共通目的事業に関する学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

③届出等の手続

補償金関係業務の執行に関する規程の届出や会計書類の提出等については、紙の書類でなくとも行うことができることを規定する。

(※) 上記「②共通目的事業のための支出すべき額の算出方法」に関する「文部科学省令で定める割合」については、今後検討の上、別途規定する予定。

3. 施行期日(予定)

令和5年6月1日